

岩手県博物館等連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、岩手県博物館等連絡協議会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を会長の所属する施設内におく。

(目的)

第3条 本会は、岩手県内における博物館等の教育的観覧施設（以下「博物館等」という。）及びその関係者が相互の連絡協調を図り、博物館等事業の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 連絡協議会の開催
- (2) 大規模災害の発生に伴う被災文化財等の救出及び再生への支援
- (3) 情報及び出版物の交換、斡旋、配布
- (4) 資料の貸借及び交換、斡旋
- (5) 研究会、研修会の開催
- (6) その他必要な事項

(組織)

第5条 本会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 団体会員 博物館等その他博物館事業に関する機関及び団体
- (2) 個人会員 博物館事業関係者、その他本会の趣旨に賛同する個人

2 前項第1号の団体会員については、役員を選出、総会の構成に当たっては、その代表者1名が資格及び権利を有する。

3 本会に、第4条に定める事業を迅速かつ円滑に実施するために、盛岡、県北、沿岸、県南、県央の5支部を設ける。

4 支部の区分及び運営については、別に定める。

5 上記の3の5支部は、上記4に定める地域に所在する団体会員を持って構成する。

(会費)

第6条 会員は会費を納めるものとし、会費の額は次のとおりとする。

団体会員 年額 5,000円

個人会員 年額 1,000円

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書に必要な書類を添えて会長の承認を得なければならない。

2 会員には、会員証を交付する。

3 会員証の様式は別に定める。

(会員資格の喪失)

第8条 会員の資格は、次の理由によって喪失する。

退会及び総会における除名

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 1名

理 事 12名以内（ただし、会長及び副会長を含む）

監 事 2名

2 理事は、第5条第3項に定める支部の支部長を兼ねるものとする。

3 支部長は、第5条第4項に定める支部の理事の互選により選出する。

(役員を選出)

第10条 理事及び監事は、総会において選出する。

2 会長、副会長は理事会において理事の中から互選する。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 理事は、理事会を組織して会務を掌る。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 欠員が生じた場合における補欠役員任期は、前任者の残留期間とする。

3 役員は任期終了後でも、後任者が決まるまでは引き続きその職務を行う。

(事務局長)

第13条 本会の事務を処理するため事務局長をおく。

2 事務局長は、会長が任命する。

(顧問)

第14条 本会に顧問をおくことができる。

(会議)

第15条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第16条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、必要と認めた場合は、臨時に召集することができる。

2 総会は、会員総数の3分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、委任状をもって出席とみなすものとする。

(総会の議決事項)

第 17 条 総会は、次の各号に掲げる事項を承認し又は議決する。

- (1) 会務報告並びに収支決算
- (2) 事業計画並びに収支予算
- (3) 規約の改正
- (4) 役員を選任
- (5) その他本会議の運営に関する重要事項

2 予算の変更又は予算外の支出については、理事会において決することができる。

(理事会の招集)

第 18 条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、委任状をもって出席と見なすものとする。

(経費)

第 19 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入金をもってあてる。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

1 この規定は、昭和 46 年 9 月 29 日から施行する。

2 第 6 条に定める会費は、昭和 48 年度から徴収する。

3 設立時の役員任期は、第 12 条にかかわらず昭和 48 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、昭和 47 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 48 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 50 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 56 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 3 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。